

神奈川県弁護士会

弁護士講師派遣

様々な専門的な法律問題について、
弁護士が講師となる
講演会・研修会への派遣を承っております。

◆講師派遣の概要

1 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入の上、裏面の申込書で、FAX または郵送にて、ご希望日の2ヶ月前までにお申込ください。

2 内容・テーマ

民法改正、成年後見、遺言・相続、消費者問題、子どもの人権、労働問題、民事介入暴力、中小企業支援等あらゆる法律問題を対象としております。

3 開催場所

申込された団体において会場のご用意をお願いいたします。

4 講師料

有料（金額は担当弁護士とご相談ください。）

※ 受付後、担当弁護士（講師）を手配し、決定次第書面にてご連絡します。必要に応じて講師との打合せをお願い致します。

※ 開催場所あるいは講師の日程上の都合により、ご依頼に応じ兼ねる場合がありますのでご了承ください。

※ 次の場合には、講師を紹介できません。

- ・ 反社会的な団体からの申込みの場合（暴力団関係者など）
- ・ 目的又は手段において違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている団体からの申込みの場合（悪徳商法など）
- ・ 風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている団体からの申込みの場合
- ・ その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、講師派遣によるリーガルサービスの浸透を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合

2ヶ月前
お申込み



1ヶ月前
講師決定



2週間前
お打合せ



講演・研修
実施

<お問い合わせ先>

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

電話：045(211)7700 FAX：045(212)0333

ホームページアドレス：<http://www.kanaben.or.jp>

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地



裏面の申込書でお申込みください